

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第2回）検討結果

(1) 条例の見直し	
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が生駒市にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討の上、その結果に基づいて必要な措置を講じるものとする。</p> <p>【基本構想原案】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、定期的に条例を見直す旨を規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●時代経過による条例の形骸化を防止し、市民が本条例に関心を持ち続ける動機付けとするため、また、本条例の機能が期待されたとおり作用しているかどうか検証するため、<u>市民の意見を聴取するとともに、これを反映させながら定期的に条例を見直すこと</u>を規定する。</p>
(2) 情報共有・公開	
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有するものとする。 2 市は、市民に対し、市が保有する情報を積極的に公開するとともに、分かりやすく提供しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供することを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●参画と協働によるまちづくりの前提として、市民と市のそれぞれが持つ情報を共有財産として相互に活用するための情報共有に関する規定並びに開かれた自治体として市の保有する情報を積極的に公開及び提供することを規定する。</p>
(3) 情報共有制度	
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p>【例示】 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p> <p>【基本構想原案】 ●まちづくりに関する情報は、<u>その時々</u>の社会情勢や経済情勢に応じて積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存することを規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●まちづくりに関する情報は、積極的に収集するばかりでなく、いつでも提供できるよう仕組みや体制を整備し、整理保存することを規定する。</p>

(4) 情報への権利	
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市民は、法令により制限される場合を除いて、市に対しその有している情報の提供を要求し、取得する権利を有する。</p> <p>【基本構想原案】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有する旨を規定する。</p> <p>【基本構想案】 ●市民は、情報を受ける権利、自ら取得する権利を有する旨を規定する。</p>